

マイナンバーカード出張申請窓口等に係る広報・啓発事業の企画・運営業務 仕様書

1 件名

マイナンバーカード出張申請窓口等に係る広報・啓発事業の企画・運営業務

2 委託する業務の内容

次に掲げる広報・啓発事業を効果的に行うものとし、実施に当たっては、事業全体に統一感を持たせ、広く市民に本市が別途実施する出張申請窓口等（以下「出張窓口」という。）（※）等の利用を周知するとともに、併せてマイナンバーカード（以下「カード」という。）の取得メリットや安全性等をPRすること。また、カード取得の機運を醸成して市民の取得率向上を目指すとともに、特にカードを基盤とした今後のデジタル社会を担う若年層及び働き世代・子育て世代の取得率が低いことから、これらの世代を重点ターゲット層と捉え、これらの層がカードに関心を抱き、交付申請や出張申請窓口の利用につながるような内容の事業を行うこと。

（※）出張申請窓口等について

①出張申請窓口 ※業務受託者において専用ホームページを開設予定（11月中旬予定）

（参考 URL）<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000289975.html>

②出張申請サポート

（参考 URL）<https://kyoto-mynumber-support.jp/>

(1) 統一デザインの作成

ア 統一デザイン又はイメージの作成

事業において統一して使用するデザイン又はイメージを作成する。

イ 上記アにより作成したデザイン又はイメージの版下等の作成、提供

ウ デザイン又はイメージの条件

- ・ カードの安全性や利活用（メリット）等について、簡潔かつ効果的に市民に訴えるものであること。
- ・ 出張窓口の内容等を簡潔に示し、参加申込等への誘導を図るものであること。
- ・ 市民のカード取得意欲の向上をもたらすものであること。

(2) 版下データの作成

ア 市民しんぶん挟み込みの版下データの作成

市民しんぶん挟み込み（タブロイド版）をデザインし、版下を作成する。

規格：タブロイド版

内容：①原則フルカラー。作成にあたっては、Adobe Illustrator（アドビイ

ラストレーター)を使用すること。

②掲載する記事の原稿及び資料は別途本市から提供する。

③適宜イラスト等を挿入し、わかりやすい紙面となるよう努めること。

④記事の紙面への割振り等については、別途本市から指示する。

納品：データ（A I 及び P D F 形式）を本市及び別途指示する印刷業者に納品すること。

また、印刷出力した紙媒体 1 部を当本市へ提出すること。

納期：令和 3 年 1 2 月中旬（別途指示する）

備考：①文字校正・色校正各 3 回

②色校正時には印刷出力した原寸大のものを本市へ提出すること。

イ 割箸箸袋のデザインデータの作成

本市が別途大学生協等に配布する割箸の箸袋をデザインし、版下を作成する。

規格：幅 32mm×長さ 190mm×両面

内容：原則フルカラー。作成にあたっては、Adobe Illustrator（アドビイラストレーター。Illustrator ver. CS3 まで（CMYK カラー））を使用すること。

納品：別途指示する業者にデータで納品すること。

納期：令和 3 年 1 2 月 1 日（水）

備考：①文字校正・色校正各 2 回

②デザイン等については、別紙 2 を参照すること。

(3) ポスターの作成（作成・印刷）

規格：B 3 版（横長）

材質：コート紙 1 3 5 kg

内容：①原則フルカラー

②統一デザインを活用すること。

数量：2 0 0 枚

納品先：①市内商店街等（約 5 0 件）

②各区役所・支所，出張所，証明書発行コーナー

③京都市マイナンバーカードセンター

納期：令和 3 年 1 2 月 1 0 日（金）

備考：①文字校正・色校正各 2 回

②納品先及び納品先ごとの数量は別途指示する。

(4) SNS 利用者による拡散等を狙いとした広報・啓発事業の企画・運営等

若年層や子育て世代による利用が多い SNS において、ハッシュタグ機能等を活用し、利用者による拡散を狙いとしたキャンペーンの企画・運営等を行う。

- (5) コンビニエンスストアにおける啓発
市内の主要コンビニエンスストア（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン等）において、来店者に対する効果的な広報・啓発を実施する。
- (6) 子育て世代向けフリーマガジンへの記事・広告掲載等
子育て世代（主に30～40代）が主な読者となるフリーマガジン等へ記事又は広告の掲載等を行う。
- (7) キャンペーンの企画・運営及び実施等
統一デザインやノベルティ等を活用したキャンペーンの企画・運営及び実施等を行う。キャンペーンの企画に当たっては、特に重点ターゲット層に対する効果が期待できるような事業の企画を期待している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の日本国内における蔓延状況を踏まえ、キャンペーンに従事する者の健康管理、実施場所における衛生管理及び感染予防・感染拡大の防止等を徹底するとともに、国や行政機関から発出される指示、要請等を遵守すること。
また、これらの指示、要請等を受けて、受託者に起因しない事情により本業務の実施が困難となった場合又は実施日や業務内容の変更等が必要となった場合は、速やかに本市と協議し、その指示に従うこと。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等が徹底され、いわゆるコロナ禍と呼ばれる昨今の社会情勢の中で模範となるようなキャンペーンの企画を期待している。
- (8) 統一デザイン等を活用したその他の広告等（任意）
統一デザイン等を活用した更なる広告等の提案を期待している。（必須ではない）
- (9) 本市が実施する次の交通広告媒体の製作・取付・撤去等
※広告料金については、本市が本委託契約とは別に市交通局に支払う。
※納期や製作・取付等に係る詳細については本市交通局担当課の指示に従うこと。
※いずれの媒体も、掲出期間中に破損等が生じた場合は、本市と協議のうえ差替や補修等の対応を行うこと。
- ア 地下鉄烏丸線・東西線中吊ジャック（各1編成6両）
数量：烏丸線220枚、東西線75枚 計295枚
規格：B3版
実施期間：令和4年1月10日（月）～令和4年1月23日（日）（予定）
備考：文字校正・色校正各2回

イ 地下鉄烏丸線・東西線扉上額面広告（2枠）

※1車両に1枚掲出で1枠（1車両あたり2枚掲出）

数量：烏丸線280枚，東西線140枚 計420枚

規格：165mm×1,030mm

実施期間：令和3年12月1日（水）～令和4年3月30日（水）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

ウ 地下鉄烏丸線・東西線指詰ステッカー（ドアステッカー）広告（2枠）

※1車両に1扉2枚で1枠（1車両あたり4枚掲出）

数量：烏丸線600枚，東西線520枚 計1,120枚

規格：165mm×200mm

実施期間：令和3年12月1日（水）～令和4年3月31日（木）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

エ 地下鉄烏丸御池駅 可動柵広告（大型シート 北行・南行各2枠2枚）

数量：4枚

規格：916.5mm×2,370mm

実施期間：令和3年12月3日（金）～令和4年3月31日（木）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

オ 地下鉄烏丸御池駅 可動柵広告（小型シート 北行・南行各1枠10枚）

数量：20枚

規格：916.5mm×650mm

実施期間：令和3年12月3日（金）～令和4年3月31日（木）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

カ 地下鉄京都市役所前駅臨時シート

数量：1枚

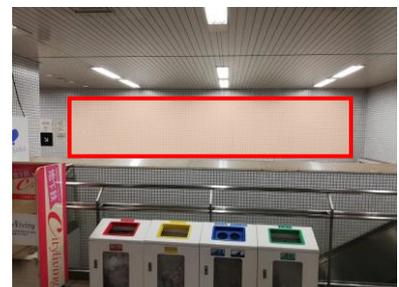
掲出箇所：右のとおり

規格：約20㎡

実施期間：令和3年12月1日（水）

～令和4年3月31日（木）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回



キ 市バスB3長期額面広告（2枠）

数量：1,800枚

規格：B3版

実施期間：令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

ク 地下鉄烏丸線・東西線中吊広告

数量：烏丸線290枚 東西線130枚 計420枚

規格：B3版

実施期間：令和3年12月1日（水）～令和3年12月31日（金）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

3 その他

- (1) 市民のマイナンバーカード取得に向けた意識醸成を念頭に事業を企画・実施すること。
- (2) キャンペーン等の実施に必要な各種資料，スタッフの派遣，機材等の設営及び撤去，運営に必要な備品等の調達，管理等については，全て受託者の責任において行うものとする。
- (3) 各種物品等のデザイン制作に当たっては事前に必ず本市と協議し，その指示に従うこと。
- (4) 内閣府が定めるマイナンバーのPRキャラクター「マイナちゃん」のイラスト等を適宜活用すること。

また，キャンペーン等の実施に当たっては，デジタル庁が保有するキャラクター「マイナちゃん」の着ぐるみを使用することができる。

※ マイナちゃんの着ぐるみを使用する場合は，事前に本市を通じて同庁に借用を申請する必要がある。

※ 借用に当たり必要となる配送料等は受託者の負担とする。

（参考URL）<https://www.cao.go.jp/bangouseido/case/jichitai/index.html>

- (5) この仕様書に定める広報・啓発事業のほか，本市が実施する各種イベント等におけるキャンペーンの実施等を別途依頼する場合がある。この場合は受託者と協議のうえ，別に契約を締結する。
- (6) カードに係る国の施策等により，事業の方向性や実施時期の変更等を求める場合がある。この場合は受託者と協議のうえ，別途指示する。